

# 鳥取縣公報

第三百三十四號

昭和七年七月八日

金曜日

## 訓令

◇鳥取縣訓令甲第十二號

公立中等學校長  
市町村立小學校長  
公私立各種學校長

### 野球ノ統制並施行ニ關スル件

我が國ニ於ケル運動競技ガ近時著シク普及發達シタルハ實ニ體育ノ爲ニ之ヲ賀スベキノミナラズ國民ノ資質向上ノ見地ヨリ大ニ之ヲ慶バザルベカラズ運動競技ガ國民ノ健康ヲ増進シ體位ヲ向上セシムルノ效果ハ固ヨリ言ヲ俟タズ更ニ人々ノ元氣ヲ振作シ氣宇ヲ明朗快潤ニシ其ノ態度ヲ公明眞摯ナラシムル等所謂運動精神ヲ體得セシメテ不知不識ノ間ニ人格ノ教養ニ資スルノ大ナルハ深ク顧慮スベキ所ニシテ體育運動ガ近世ノ教育ニ最モ重ンゼラルルノ理由亦此ニ存ス願フニ我が國ニ於ケル運

00696

動競技中野球ハ比較的舊クヨリ行ハレ普及ノ範圍最モ廣ク其ノ一般民衆ニ及ボス影響亦甚大ナルヲ以テ體育運動ノ振興ヲ期セントスルニハ先ヅ野球ノ健全ナル發達ヲ圖ルノ要アリ而シテ學生ニ依リテ行ハルル野球ガ一般野球界ノ中心ヲナセルノ實情ニ鑑ミルトキハ之ガ第一著手トシテ其ノ適正健全ナル發達ヲ圖ルヲ喫緊ノ急務トナサザルベカラズ是今回特ニ學生野球ノ施行ニ關シ其ノ據ルベキ基準ヲ示サントスル所以ナリ

凡ソ學生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精華ヲ發揮セシムルニ在リ即チ之ヲ行フ者常ニ克ク學生ノ本分ヲ體シ純正ナル心情ヲ持スルヲ以テ念トナサザルベカラズ然レドモ往々ニシテ之ニ伴フ弊ナキ能ハズカノ野球ヲ行フ者又ハ野球ヲ觀ル者ノ熱狂ノ餘常軌ヲ逸シ正道ヲ離ルルコト是ナリ此ノ如キハ互ニ相警メ又自ラ抑制シテ正シキニ就カシムベキハ論ヲ俟タズ

尙且本邦ニ於ケル野球ハ其ノ發達ノ過程複雑ニシテ之ガ施行ノ體様亦區々ニ流レ爲ニ適正ナル發達ヲ損ヒタルコト少カラズ是ヲ以テ其ノ施行ニ關スル組織益々整備シ其ノ統制愈々確立スルニ至ラバ更ニ一層之ガ成果ヲ善美ナラシムルコトヲ得ベシ蓋シ本邦野球界ノ現狀ハ此ノ種ノ企劃ヲ實施スルニ方リ特殊ノ困難ノ之ニ伴フコト鮮カラザルベシト雖モ官民協力シテ堅忍事ニ當ラバ成功ノ日ハ必ズ到來スベシト信ズ

00697

茲ニ學生野球ノ施行ニ關シ幾多ノ規矩ヲ掲ゲ其ノ實施ヲ勸奨シ以テ之ガ適正健全ナル發達ヲ期セントス局ニ當ル者克ク本令ノ趣旨ヲ體シ其ノ達成ニ努ムル所アルベシ

### 一、小學校ノ野球ニ關スル事項

一、小學校ニ於ケル野球ハ之ヲ校內兒童ノ間ニ行ハシムルヲ旨トシ對外試合ニ熱中スルガ如キ弊ニ陷ラシメザルコト

二、兒童ヲ對外試合ニ參加セシムル必要アル場合ハ左記ニ準據スベキコト

(一) 對外試合ノ開催ハ左記ニ依ルコト

(イ) 縣内ニ存スル二校間ノ試合ハ關係學校長ノ協定ノ下ニ開催セラルルモノタルコト

(ロ) 縣内ニ存スル三校以上ノ學校ガ參加スル試合ハ參加學校長ノ承認アル場合ニ限り左記ニ依リ開催セラルルモノタルコト

(1) 參加學校ガ同一郡、市、町、村内ニ存スル場合ハ夫々當該郡、市、町、村ノ體育團體ニ於テ主催スルコト

(2) 參加學校ガ前記ノ範圍ヲ超エ且ツ縣内ニ存スル場合ハ縣體育團體ニ於テ主催スルカ又ハ關係郡市ノ體育團體ノ共同主催ノ下ニ縣體育團體ノ公認ヲ受ケテ開催スルコト

- (ハ) 縣内ニ存スル學校ガ縣外ノ學校ト行フ試合ハ參加學校長ノ承認アル場合ニ限り關係府縣體育團體ノ協定ニヨリ開催地ノ府縣體育團體主催下ニ開催セラルルモノタルコト
- (ニ) 試合參加ノ爲兒童ヲシテ宿泊セシメザルコト
- (三) 試合ハ總テ之ヲ學業ニ支障ナキトキニ行フベキモ對外試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行ハルルコト
- (四) 對外試合ニ出場スル兒童ハ尋常小學校第五學年以上ノ兒童ニシテ父兄ノ承認並學校醫ノ健康證明アル者ニ就キ學校長之ヲ選定スルコト
- (五) 兒童ヲシテ「クラブチーム」ノ試合ニ參加セシメザルコト
- (六) 對外試合ニ於テ同一兒童ガ一日ニ行フ試合回数ハ一回ヲ原則トシ止ムヲ得ザル場合ハ二回行フモ妨ゲザルコト
- (七) 試合ニ要スル經費ハ當該試合ノ主催者ニ於テ負擔スルコト
- (八) 試合ノ主催者ハ入場料又ハ參加料ヲ徴收シ若ハ營利宣傳等ニ利用セラルル虞アル寄贈品、寄附金等ヲ收受セザルコト
- (九) 對外試合ニ於テハ應援團ヲ組織セザルコト

- (十) 試合ノ主催者ハ一切使用球ヲ指定セザルコト
- 三、野球ノ指導ハ當該學校職員主トシテ之ニ當リ特ニ指導者ヲ招聘セザルコト
- 四、野球ニ關シ特ニ後援會等ヲ組織シ又ハ其ノ支援ヲ受ケザルコト
- 二、中等學校ノ野球ニ關スル事項
- 一、中等學校ノ野球ニ關シテハ縣體育團體ニ於テ適當ニ統制スルコト
- 二、中等學校生徒ノ參加シ得ル野球試合ハ左記ニ依リ開催セラルルモノタルコト
- (一) 全國的優勝大會及全國的選拔大會ハ文部省公認ノ下ニ夫々年一回ヲ限り開催セラルルモノタルコト但シ明治神宮體育大會ニ關スル野球ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- (二) 地方的大會(參加學校ガ近接セル二府縣若ハ數府縣ニ亘ル試合ヲ謂フ)ハ關係府縣體育團體ノ共同主催者ハ文部省公認ノ下ニ開催セラルルモノタルコト但シ同一府縣ノ參加回数ハ年一回(全國的優勝大會ノ地方豫選ヲ別ニ行フ場合ハ此ノ回数ニ含マズ)ニ限ルコト
- (三) 縣大會ハ縣體育團體ノ主催者ハ其公認ノ下ニ年一回(全國的優勝大會並地方的大會ノ豫選ハ之ヲ含マズ)開催セラルルモノタルコト
- (四) 縣内ニ存スル近接セル三校以上ノ學校間ニテ行フ試合ハ縣體育團體ノ主催者ハ關係學校共同

00700

主催ノ下ニ縣體育團體ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノタルコト

(五) 縣内存スル二校間ノ試合ハ兩校共同主催ノ下ニ縣體育團體ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノタルコト

(六) 縣内ノ一校ガ縣外ノ一校ト行フ試合ハ夫々當該學校主催ノ下ニ其ノ屬スル府縣體育團體ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノタルコト

三、試合ハ總テ學業ニ支障ナキ時ニ行フベク特ニ對外試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行フコト但シ荒天等ノ爲之ニ據リ難キ場合ハ特ニ縣體育團體ノ承認ヲ得ルコト運動場配置等ノ關係ニヨリ又之ニ據リ難キ特別ノ事情アル場合ニ於テハ縣體育團體ニ於テ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ルコト

四、入場料ヲ徴收シ得ル試合ハ縣體育團體ニ於テ主催スルカ若ハ文部省ニ於テ公認シタルモノニ限ルコト

五、前項ニ依リ入場料ヲ徴收セントスルトキハ之ニ關シ主催者ハ豫メ文部省ノ承認ヲ得其ノ收支ハ本令中入場料ニ關スル事項ニ基キ右團體ニ於テ處理シ試合終了後收支決算ヲ遲滯ナク報告スルコト但シ其使途ニ關シ入場料ニ關スル事項中二ノ(三)(四)ニ充當セントスル場合ハ其ノ事情ヲ

具シ文部省ノ承認ヲ得ベキコト

六、試合參加ニ關シ旅費、滞在費等ヲ受クル場合ハ必ズ縣體育團體ヲ經テ收受シ當該學校ハ直接之

ニ與ラザルコト

七、試合ニ出場スル選手ハ當該學年ニ於テ原級ニ止マリタルモノニアラザルコト

八、選手ハ父兄ノ承認並學校醫ノ健康證明アル者ニ就キ學校長之ニ選定スルコト

九、生徒ハ個人ノ資格ニ於テ入場料ヲ徴收スル試合ニ出場スルヲ得ザルコト

十、選手ハ「クラブチーム」ニ加ハリ試合ニ出場スルヲ得ザルコト但シ學校長ノ許可アル場合收入ヲ伴ハザル試合ニシテ縣體育團體ノ承認ヲ得テ學校ヲ背景トスル「クラブチーム」ニ加ハリ試合ニ出場スルハ此ノ限ニ在ラザルコト

三、入場料ニ關スル事項

一、入場料ハ入場者ノ整理ヲナシ「二」ニ掲グル經費ニ充ツル場合ニ限り之ヲ徴收シ得ルコト

二、入場料其ノ他ノ收入ハ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得タル團體ニ於テ收受シ左ノ順序ニヨリ支出シ體育運動以外ノ經費ニ充當セザルコト但シ體育運動團體以外ノ主催者ガ收受スル場合ハ豫メ文部省ト協議ヲ遂ゲ其ノ支途ヲ定ムルコト

00701

(一) 當該試合ヲ開催スルニ必要ナル經費

(1) 會場費

(2) 試合施行ニ要スル經費

(3) 試合ノ參加並準備ニ要スル經費

(4) 其ノ他雜費

(二) 主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル經費

(三) 參加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル經費

(四) 各種體育運動ノ普及發達ニ必要ナル經費

四 試合、褒賞ニ關スル特殊事項

一、學校ノ「チーム」ハ當該學校長及文部省ノ承認アル場合ノ外、國外ニ遠征シ若ハ來朝「チーム」ト試合ヲ行フヲ得ザルコト

二、試合參加ニ關シ選手又ハ學校ハ優勝旗、優勝牌其ノ他之ニ準ズルモノノ外褒賞トシテ之ヲ受クルヲ得ザルコト

三、選手ハ廣告、商品若ハ營利、宣傳ニ利用セラルル虞アル記事等ニ自己ノ名前、肖像等ヲ利用セ

シメザルコト

四、學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

五、選手ハ「コーチ」審判等ヲ行フニ當リ旅費、宿泊費其ノ他當然必要ナル經費以外ノ金品ヲ受ケザルコト

六、選手ハ選手タルノ故ヲ以テ學校又ハ學校ヲ背景トスル團體等ヨリ學費其ノ他生活費ヲ得クルヲ得ザルコト

七、野球ニ優秀ナルノ故ヲ以テ入學ノ便ヲ與ヘ又ハ學費其ノ他ノ生活費ヲ授クルガ如キコトヲ條件トシテ入學ヲ勸誘セザルコト

五、應援團ニ關スル件

一、應援ハ當該試合主催者及學校當局者ノ承認セル場合ニ限り之ヲ行ヒ得ルコト

二、生徒ガ應援團ヲ組織スル場合ハ左ノ條項ヲ遵守スルコト

(一) 應援團ハ當該學校職員生徒ノミヲ以テ組織スルコト

(二) 應援團ハ豫メ其ノ責任者ヲ定メ當該試合ノ主催者ニ届出ヅルコト

(二) 應援團ハ當該學校ノ當局者並運動部ト十分ナル聯絡ヲ保ツベキコト  
三、應援ノ方法ニ關シテハ學校當局者、試合ノ主催者、關係學校應援團ノ間ニ十分ナル協議ヲ遂ゲ  
特ニ左記事項ニ關シテハ之ヲ嚴守スベキコト

- (一) 應援ハ生徒ノ本分ヲ體シ運動競技ノ精神ニ從ヒテ之ヲ行ヒ苟モ試合ノ妨害トナルガ如キ事ハ一切之ヲ行ハザルコト
- (二) 應援者ノ服裝ハ當該學校ノ制服制帽ニ限ルコト
- (三) 廣告、宣傳等ニ利用セラルル虞アル物品ヲ一切使用セザルコト
- (四) 應援ノ爲濫リニ多額ノ經費ヲ費サザルコト

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令中府縣ノ體育團體トアルハ府縣學事當局者並學校長ト密接ナル關係ヲ有シ他ノ運動種目ト共ニ  
 小學校並中學校ノ野球ヲ統制シ得ル團體タルヲ要ス但シ中等學校ノ野球ニ在リテハ縣學事當局者並  
 中等學校長ト密接ナル聯絡ヲ有スル中等學校野球聯盟ヲシテ統制ニ當ラシムルモ妨ゲナシ  
 本令中郡、市、町、村ノ體育團體トアルハ夫々其ノ地域ノ學校管理者及小學校長ト密接ナル關係ヲ

鳥取縣公報 第三百廿四號 昭和七年七月八日

(第三種郵便物認可)

一二

有シ縣ノ體育團體ノ公認ヲ得タルモノタルヲ要ス但シ夫々其ノ地域ノ學校管理者並小學校長ト密接  
ナル關係ヲ有スル教育會等ヲシテ之ニ代ラシムモ妨ゲナシ

昭和七年七月八日

鳥取縣知事

館

哲

二

告 示

◆鳥取縣告示第二百七十二號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後一ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫痘豫防  
液ノ注射ヲ施行ス依テ右所有者又ハ管理者ハ指定ノ日時及場所ニ其ノ畜牛ヲ牽付ケ注射ヲ受クヘシ

昭和七年七月八日

鳥取縣知事

館

哲

二

注 射 月 日	注 射 場 所	出 場 區 域	牽 付 時
七 月 九 日	東伯郡高城村大字服部	東伯郡高城村大字服部、 櫻	
七 月 十 日	同郡同村大字下福田	同郡同村大字上福田、 下福田	

七月十一日	同郡同村大字下米積	同郡同村大字上米積、下米積
七月十二日	同郡北谷村大字澤谷	同郡同村大字杉野、澤谷、三江、福富
七月十三日	同郡同村大字福本	同郡同村大字福本、志津、尾田
七月十四日	日野郡神奈川村大字洲ヶ崎	日野郡神奈川村大字下安井、洲ヶ崎
七月十五日	同郡同村大字武庫	同郡同村大字武庫、荒田
七月十六日	同郡同村	同郡同村
七月十七日	同郡同村大字俣野	同郡同村大字俣野
七月十八日	同郡福榮村大字神福	同郡同村大字神福、井原、中野
七月十九日	同郡同村大字福塚	同郡同村大字福塚、高代宮田、百谷
七月二十日	同郡同村大字豊榮	同郡同村大字豊榮、上坂、大阪
七月二十一日	同郡同村大字神福	同郡同村大字神福、神戶、藤時原

當日午前九時

◆鳥取縣告示第二百七十三號

大正三年三月鳥取縣令第五號贖駒賣買取締規則第一條第二項ニ依ル糶市場開設ノ場所及出場區域中左

ノ通改正シ昭和七年七月八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年七月八日

鳥取縣知事 館 哲 二

八頭郡船岡村大字船岡村

八頭郡ノ内賀茂、國中、船岡、國英、河原、淺田、明治、五總、東小畑、大御門、大江、伊井田、安部、隼、上私都、中私都、下私都

用瀬村大字用瀬宿

八頭郡ノ内川瀬、佐貫、字戸、大、口佐治、中佐治、上佐治、

八頭郡一圓

若 櫻 町

(八頭郡ノ内若櫻、赤松、菅野、池田、丹比

智 頭 町

八頭郡ノ内智頭、土師、富澤、大内、虫井、山郷、那岐

トアルヲ

八頭郡船岡村大字船岡

八頭郡ノ内賀茂、國中、船岡、國英、河原、西郷、八上、散岐、丹比、八東、大御門、大伊、安部、隼、上私都、中私都、下私都





